

## 賛助会員に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本産業カウンセラー協会(以下「協会」という)の定款第6条第2項の規定により、本会の目的及び事業に賛同して本会に入会する賛助会員に対する取扱いについて定めることを目的とする。

### (賛助会員制度の目的)

第2条 協会は、企業・団体等に対する積極的なサービス活動、支援活動に努め、もって産業に従事する者の人間成長と企業の生産性の向上に寄与することを目的とする。これらの目的を遂行するために、当協会の目的および事業に賛同する企業・団体に対し賛助会員としての加入を働きかけ、それらの企業・団体との深い関わりの中で産業カウンセリングの普及発展を図ることを目的とする。

### (賛助会員の対象)

第3条 賛助会員の対象は企業および団体(以下「企業等」という)とする。団体には、官公庁、公共施設、健康保険組合、労働組合などの各機関を含むものとする。

### (加入手続き)

第4条 賛助会員への加入は、所定の申込用紙に会費を添えて申し込む。

### (加入の承認)

第5条 賛助会員の加入申込みは定款第7条に基づき理事会が承認する。

### (賛助会費)

第6条 賛助会費はつぎのとおりとする。

- (1) 会費は年会費とし、毎年4月1日から翌年3月31日までの年度を単位とする。ただし、年度下期以降に入会する場合の会費は半額とする。
- (2) 会費の額は 1口 5万円とする。

### (賛助会員の特典)

第7条 協会は賛助会員に以下の特典を提供する。

- (1) 協会が発行する会報誌等を送付する。
- (2) 企業等の従業員に対するカウンセリング、社員教育、研修、講演等のほかカウンセリング関連の要望に対し優先的に対応する。
- (3) 当協会が主催する各種の催し(研究会、講座等)の際に、正会員に準ずる特典(割引等)を付与する。
- (4) 協会が主催する全国研究大会に招待し、参加費等を免除する。

### 附則

本規程は2013年4月1日より施行する。